

須坂市農業委員会 令和2年8月31日総会 議事録

- 1 招集 令和2年8月31日(月) 午後3時
- 2 開会 令和2年8月31日(月) 午後3時
- 3 閉会 令和2年8月31日(月) 午後3時42分
- 4 場所 須坂市役所 305 会議室

- 5 出席した農業委員 (14 人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7 人)

会長	14 番	神林利彦	農業委員	6 番	上原昌雄	推進委員	15 番	丸山	輝幸
会長職務代理	13 番	田中郁男	〃	7 番	市村修一	〃	16 番	坂田	学
農業委員	1 番	原千賀子	〃	8 番	斎藤 稔	〃	17 番	春原	等
〃	2 番	松田かよ	〃	9 番	春原 博	〃	18 番	中村	嘉博
〃	3 番	神林秀明	〃	10 番	小林 昇	〃	19 番	櫻井	清一
〃	4 番	返町 惇	〃	11 番	山岸幸子	〃	20 番	竹前	清孝
〃	5 番	小林郁雄	〃	12 番	神林清治	〃	21 番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について
(→農業委員会許可)

議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→
知事許可)

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について(利用権設定→市の公告)

議案第17号 農地法施行規則第17条第2項の規定による下限面積(別段面積)の適用の
可否について(→農業委員会決定)

報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内におけ
る農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内におけ
る農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第9号 農地法第4条第1項第9号(2アール未満の届出)の規定による届出につい
て(→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、須坂市農業委員会 8 月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、農業委員総数 14 人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。なお、発言の際は挙手をして、議長の指名を受けた後、起立して発言してください。

議長

ご苦労様です。

8 月に入りまして全国各地で猛暑が続く中で、いよいよ農作業の方も収穫時期を迎えお忙しくなるところ、8 月総会にご参集いただきありがとうございます。

それでは早速 8 月総会に移りたいと思います。

議長

8 月提出分の 4 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、3 番神林秀明委員、4 番返町惇委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 3 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5 番

No. 3 について、説明で自宅から近いとありましたが、地図でいうとどの辺ですか

事務局

(議案書地図にて説明)

5 番

No. 3 の譲受人の現在の作目と営農計画を教えてください。

事務局

現在、栗を栽培しているとのことで、申請地には野菜を栽培したいとのことです。所有農機具については、軽トラック、トラクター、草刈り機で、本人のほか妻が農作業に従事するとのことです。

5 番

現在耕作中の農地の地番はわかりますか。

事務局

(申請書類により説明)

5 番

営農計画をしっかり立ててもらってきちんとやってもらおうようお願いいたします。

議長

推進委員さんで何かございませうか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 15 号の 3 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手多数であります。

よって、議案第 15 号の 3 件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長

以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

推進委員さんで何かございませうか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 16 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 16 号の 2 件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 10 件を議題といたします。

最初に、議案第 17 号の No. 1 から No. 9 までの 9 件について審議します。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番

No. 7、No. 8 について、同じ地番で賃借料の差が非常に大きいことと、No. 8 と No. 9 の借受人、作付け作物が同じのに賃借料の差が非常に大きいですが、これではよろしいのですか。

事務局

No. 7 については育苗施設も含めていること、No. 8 は前回までは遊休農地で、かなり荒れていた状態で借受人が整備してきれいな状態に戻したということから、賃借金額に差が生じています。

No. 9 については以前から耕作されていて、No. 8 のように農地に復元する必要もなかったため、金額設定に差があると認識しています。

いずれも再設定であり前回からの引き続いての賃借金額となっています。

1 番

No. 1 について、作目がワインぶどうで賃借期間が 5 年となっていますが、元々ワインぶどうの畑だったということですか。

事務局

元からワインぶどうの畑で、新規就農の方が始めたものですが、その方が生食ぶどうに切り替えるにあたり、ワインぶどうの畑を引き受けてもらえる方を探していて、借受人が引き受けることになったものです。今後ですが、借受人が里親となっている新規就農者に任せることを検討しているとのことでした。

5 番

あらためて No. 3 の営農計画を教えてください。

事務局

(営農計画書により説明)

議長

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第 17 号の No. 1 から No. 9 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 17 号の No. 1 から No. 9 までの 9 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 17 号の No. 10 の 1 件について審議します。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第 17 号の No. 10 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 17 号の No. 10 の 1 件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」報告件数1件、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数1件、及び報告第9号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、8月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。